

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成23年1月31日 午後3時  
場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 5号 三条農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について
- 議第 6号 農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定による意見について
- 議第 7号 農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規定による文書の作成について
- 議第 8号 平成23年度農作業賃金・機械作業料金について

## 報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 18条第6項の通知について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 使用貸借の解約通知について
- 報第 5号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第 6号 農地潰廃通報について
- 報第 7号 作付変更届について
- 報第 8号 農地法第3条の3第1項の届出について

## その他

## 出席委員

- 31名
- |              |              |
|--------------|--------------|
| 2番 小林 六一 委員  | 3番 村井 善一郎 委員 |
| 4番 大桃 惣一郎 委員 | 5番 佐藤 満 委員   |
| 6番 金子 良助 委員  | 7番 鶴巻 純一 委員  |
| 8番 刈屋 一夫 委員  | 11番 藤田 吉則 委員 |
| 12番 大橋 正臣 委員 | 13番 山ノ内 正 委員 |
| 14番 川勝 勳 委員  | 16番 大竹 一雄 委員 |

17番 野水敏秋 委員	18番 高山博 委員
19番 安達 宰 委員	20番 森山昭 委員
21番 西光明 委員	22番 野崎文夫 委員
23番 大竹正信 委員	24番 小師勉 委員
25番 五十嵐俊雄 委員	26番 鶴巻俊樹 委員
27番 佐藤宗司 委員	28番 安達英作 委員
29番 村山佐喜雄 委員	30番 佐々木包茂 委員
31番 長谷川清一 委員	32番 横山敏夫 委員
33番 熊倉睦 委員	34番 神子島巖 委員
35番 佐藤裕雄 委員	

欠席委員 3名

1番 斉藤信一 委員	10番 坂井和弘 委員
15番 金子純一 委員	

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	平岡勝司
事務局 次長	石崎 亮
農地係 主任	佐藤信幸

午後3時00分 開会及び開議

議長（大桃会長）

それでは、ただいまより定例総会を開会いたします。

出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、欠員1名、出席31名、欠席3名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。7番、鶴巻委員、29番、村山委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大桃会長）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、15ページにありますように、新規設定が53件、33万9,550.54㎡、再設定が22件、9万3,319.17㎡、利用権移転が9件、2万6,125㎡、所有権移転が2件、4,574㎡、合計では86件、46万3,568.71㎡であります。

1 ページ、議案中の 258 番は、芹山の農地 1 筆、2,620 m<sup>2</sup>を農地保有合理化事業により売買するものであります。価格は、10 a 当たり約 120 万円でございます。

259 番は、小滝の農地 1 筆、1,954 m<sup>2</sup>をあっせんにより売買するものであります。価格は、10 a 当たり約 89 万 6,000 円でございます。

260 番は、石上 3 丁目の農地 3 筆、2,488 m<sup>2</sup>を新規により 2 年間利用権設定するものであります。

261 番は、石上 3 丁目の農地 2 筆、2,042 m<sup>2</sup>を新規により 2 年間利用権設定するものであります。

262 番は、白山新田の農地 3 筆、2,918 m<sup>2</sup>を新規により 2 年間利用権設定するものであります。

263 番は、吉田の農地 10 筆、1 万 1,522 m<sup>2</sup>を新規により 2 年間利用権設定するものであります。

264 番は、月岡 2 丁目の農地 7 筆、3,212 m<sup>2</sup>を新規により 2 年間利用権設定するものであります。

2 ページ、265 番は、鬼木新田の農地 5 筆、3,230 m<sup>2</sup>を新規により 2 年間利用権設定するものであります。

266 番は、前谷内ほかの農地 6 筆、2 万 3,107 m<sup>2</sup>を新規により 2 年間利用権設定するものであります。

267 番は、森町の農地 3 筆、5,956 m<sup>2</sup>を新規により 2 年間利用権設定するものであります。

268 番は、西中の農地 5 筆、2,037 m<sup>2</sup>を新規により 2 年間利用権設定するものであります。

269 番は、飯田ほかの農地 9 筆、2 万 1,194 m<sup>2</sup>を新規により 2 年間利用権設定するものであります。

270 番は、鹿峠の農地 1 筆、418 m<sup>2</sup>を新規により 2 年間利用権設定するものであります。

3 ページ、271 番は、石上 3 丁目の農地 1 筆、6,750 m<sup>2</sup>を新規により 3 年間利用権設定するものであります。

272 番は、鹿峠の農地 3 筆、7,774 m<sup>2</sup>を新規により 5 年間利用権設定するものであります。

273 番は、荻島の農地 6 筆、3,950 m<sup>2</sup>を新規により 5 年間利用権設定するものであります。

274 番は、上須頃の農地 3 筆、2,964 m<sup>2</sup>を新規により 5 年間利用権設定するものであります。

275 番は、大宮新田の農地 2 筆、3,860 m<sup>2</sup>を新規により 5 年間利用権設定するものであります。

276 番は、大宮新田の農地 3 筆、6,119 m<sup>2</sup>を新規により 5 年間利用権設定するものであります。

4 ページ、277番は、塚野目ほかの農地12筆、6,163㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

278番は、代官島ほかの農地9筆、8,935㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

279番は、大宮新田の農地3筆、6,069㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

280番は、柳沢の農地11筆、7,951㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

5 ページ、281番は、井栗の農地3筆、2,018㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

282番は、長嶺の農地1筆、1,075㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

283番は、吉田の農地6筆、1万3,199㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

284番は、帯織南ほかの農地3筆、2万4,778㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

285番は、原の農地6筆、5,859㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

286番は、笹岡の農地1筆、2,662㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

287番は、荒沢の農地2筆、5,477㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

288番は、中浦の農地10筆、3,856㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

6 ページ、289番は、新屋の農地3筆、3,297㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

290番は、福島新田の農地1筆、1,926㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

291番は、西裏館2丁目ほかの農地10筆、5,108㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

292番は、上保内の農地8筆、2,480㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

293番は、東大崎2丁目の農地8筆、6,024㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

7 ページ、294番は、下保内の農地10筆、6,289㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

295番は、下保内の農地10筆、7,925㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

296番は、吉田の農地1筆、303㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

297番は、大島の農地1筆、1,031㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

8ページ、298番は、泉新田の農地2筆、1,185㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

299番は、福島新田ほかの農地16筆、2万8,088.13㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

300番は、福島新田の農地1筆、243㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

301番は、福島新田の農地2筆、357㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

302番は、福島新田の農地2筆、3,985㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

303番は、山王ほかの農地7筆、8,057㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

9ページ、304番は、北五百川の農地4筆、2,278㎡新規により9年間利用権設定するものであります。

305番は、大平の農地7筆、1万857.41㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

306番は、牛ヶ首の農地6筆、5,923㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

307番は、笹岡の農地3筆、5,159㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

308番は、新光ほかの農地28筆、1万9,202㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

10ページ309番は、西潟ほかの農地19筆、7,103m<sup>3</sup>を新規により9年間利用権設定するものであります。

310-1番と16ページの310-2番は、前谷内ほかの農地3筆、1万1,123㎡を土地利用集積円滑化事業で新規により10年間利用権設定するものであります。

次の311番から13ページの332番までの22件については、再設定でありますので、説明を略させていただきます。

14ページ、333番は、江口の農地1筆、161㎡を1年間利用権移転するものであります。

334番は、上保内の農地4筆、1,543㎡を2年間利用権移転するものであります。

335番は、江口の農地4筆、1万906㎡を2年間利用権移転するものであります。

336番は、大島の農地1筆、1,031㎡を3年間利用権移転するものであります。

337番は、福島新田の農地1筆、100㎡を3年間利用権移転するものであります。  
338番は、曲谷の農地1筆、1,194㎡を4年間利用権移転するものであります。  
339番は、長嶺の農地16筆、9,260㎡を5年間利用権移転するものであります。

15ページ、340番は、新光町の農地3筆、978㎡を5年間利用権移転するものであります。

341番は、新光の農地1筆、952㎡を6年間利用権移転するものであります。

342番は、大島の農地2筆、2,062㎡を新規により9年間使用貸借設定するものであります。

343番は、大島の農地2筆、2,062㎡を新規により9年間使用貸借設定するものであります。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告願います。

第3調査部会長さんは、西代理の隣に着席願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告をいたします。

第3調査部会では、1月26日午後1時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と大桃会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後5時30分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定53件、再設定22件、利用権移転9件、所有権移転2件で、合計件数86件、面積にして46万3,568.71㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (大桃会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (平岡事務局長)

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、20ページに記載してありますように11件の申請で、合計6万5,048.43㎡となっております。

それでは、戻りまして、17ページの85番から順にご説明申し上げます。

議案中の85番は、今井地内の農地2筆、996㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円でございます。

86番は、前谷内地内の農地2筆、589㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。

87番は、下大浦地内の農地1筆、1,021㎡を譲り受け人が相手方の要望で、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約500万円でございます。

88番は、下大浦地内の農地2筆、991㎡を譲り受け人が相手方の要望で、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約500万円でございます。

89番は、平成22年11月総会議案で見附市の農地との交換で許可を得ましたけれども、事情により取り消しをし、利用集積で行いたいとのことであります。

90番と91番は、下大浦地内の農地各3筆、2,732㎡と2,327㎡を相互に交換するものであります。

92番は、江口地内の農地17筆、1万5,924㎡を経営の若返りを図るため、10年間の特定使用貸借を設定するものでございます。

18ページ、93番は、柳沢ほか地内の農地41筆、1万8,355.43㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、10年間の使用貸借を設定するものであります。

19ページ、94番は、長沢ほか地内の農地11筆、3,375㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、20年間の使用貸借を設定するものであります。

95番は、棚鱗地内の農地14筆、1万4,088㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、20年間の使用貸借を設定するものであります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、交換によるもの2件、特定使用貸借によるもの1件、使用貸借によるもの3件、取り消しによるもの1件、合計件数11件、面積にして6万5,048.43㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、21ページに記載してありますように2件、2,184㎡であります。

議案中の17番は、三竹3丁目地内の土地1筆、191㎡について売買により取得し、変更目的を住宅1棟に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万6,600円でございます。場所につきましては、コメリ大崎店の北側付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

18番は、泉新田地内の土地1筆、1,993㎡について売買により取得し、変更目的を事務所1棟、19台駐車場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2,500円でございます。場所につきましては集落内で、農地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして2件、面積にして2, 184㎡で、18番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、24ページに記載してありますように8件の申請で、合計1万994㎡となっております。

それでは、戻りまして22ページの93番から順にご説明申し上げますが、93番、94番の2件については、先ほどの事業計画変更承認申請後の第5条許可申請でありますので、略させていただきます。

23ページ、議案中の95番は、北入蔵2丁目地内の農地7筆、4,058㎡を売買により取得し、16棟の建売住宅及び公園1カ所に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万1,600円でございます。場所につきましては、三条中央自動車学校の北側で、農地区分は第3種農地に該当しております。

96番は、上須頃地内の農地2筆、352㎡を売買により取得し、宅地と一体利用して24台の従業員駐車場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万2,700円でございます。場所につきましては、共和工業株式会社本社の北側で、農

地区分は第3種農地に該当しております。

97番は、西大崎3丁目地内の農地1筆、1,011㎡を売買により取得し、4区画の宅地分譲地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,800円でございます。場所につきましては、渡瀬橋と県営住宅の間付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

98番は、下須頃地内の農地1筆、217㎡を賃借権設定により取得し、防災用貯水槽1基に利用したいものです。場所につきましては、国道8号線沿いで、農地区分は第3種農地に該当しております。

99番は、南四日町2丁目地内の農地3筆、2,937㎡を売買により取得し、15区画の宅地分譲地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万3,800円でございます。場所につきましては、嵐南公民館の北側付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

24ページ、100番は、中野原地内の農地1筆、235㎡を使用貸借設定により取得し、分家住宅1棟、車庫1棟に利用したいものです。場所につきましては集落内で、農地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして8件、面積にして1万994㎡で、94番、95番、97番、99番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった

後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『三条農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第5号『三条農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について』ご説明いたします。

なお、今回審議いただく案件の中に、土地改良事業完了後8年未経過の土地はございません。

まず、三条地区についてご説明いたします。三条地区でお願いする案件は重要変更1件、携帯中継基地局1件について三条農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更をお願いするものです。

1件目、申請人は、家庭用金物の卸売業をしており、現在柳川新田地内の既存倉庫隣において拡張工事を行っております。造成工事の途中であります。近年の集中豪雨を考え、新たに調整池を増設し、敷地全体の配置を再計画したいものであります。変更箇所につきましては、変更箇所位置図（1）をごらんください。申請土地は、三条市柳川新田1046番地ほか1筆、合計2,022㎡であります。当該土地は、申請人倉庫の北側に位置しております。

2件目、申請人は、携帯通信事業者であり、三条エリアに携帯中継局設置計画を進めております。今回目的エリアに携帯中継基地局の敷地を確保するものであります。変更箇所につきましては、変更箇所位置図（2）をごらんください。申請土地は、三条市新光町564番地1の一部で、10.89㎡であります。当該土地は、特別養護老人ホームうらだての里の北側に位置しております。

次に、栄地区についてご説明いたします。栄地区でお願いする案件は、重要変更2件について栄農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更をお願いするものであります。

1件目、申請人は、土木建設業を営んでおり、善久寺地内の住宅地に駐車場と資材置き場を設置しています。しかし、既存地は道路が狭く、通学路でもあるため危険であり、かつ借地の返却も求められているため、今申請地に移転したいものであります。変更箇所につきましては、変更箇所位置図（1）をごらんください。申請土地は、三条市岡野新田1003番地の一部と福島新田丙2475番地、合計面積3,314㎡であります。当該土地は、北陸自動車道栄サービスエリアの東に位置しております。

2件目、申請人は、昨年結婚をし、実家において3世代で暮らしておりますが、結婚を契機に独立するため、実家のある集落内に分家住宅を建築したいものであります。変更箇所につきましては、変更箇所位置図（2）をごらんください。申請土地は、三条市今井野新田348番地1、372㎡であります。当該土地は、刈谷田川右岸配水機場の南に位置しております。

続きまして、下田地区についてご説明いたします。下田地区でお願いする案件は、重要変更4件、携帯中継基地局1件について下田農業振興地域整備計画・農用地利用計画変更をお願いするものです。

1件目、申請人は、給排水設備業を営んでおり、現在下大浦地内に資材置き場を有しております。現資材置き場の一部を隣接工場へ提供することとなり、隣地に代替地を確保したいものであります。変更箇所につきましては、変更箇所位置図（1）をごらんください。申請土地は、三条市下大浦533番地1ほか1筆で、696㎡であります。当該土地は、現資材置き場の南東側に隣接しております。

2件目、申請人は、木質ペレット類製造業を長沢地内で営んでおり、需要増加と作業効率の向上のため、製品格納庫、原材料置き場、樹木枝・樹皮除去の前処理場の設置変更を伴う拡張をしたいものであります。変更箇所につきましては、変更箇所位置図（2）をごらんください。申請土地は、三条市長沢1040番地22、1、524㎡であります。当該土地は、既存工場の南側に隣接しております。

3件目、申請人は三条市で、三条市総合計画、三条市観光基本計画を策定し、地域の自然や歴史など多彩な資源を活用し、観光振興を図ることとしています。河川に白鳥が飛来することは珍しく、1月の最盛期には300羽が羽を休めます。これを生かし、白鳥を利用しての観光と教育の場とするため、白鳥の郷公苑（さところえん）事業の駐車場と観察棟を新たに建設するものであります。変更箇所につきましては、変更箇所位置図（3）をごらんください。申請土地は、三条市森町1744番地1ほか1筆、2、482㎡であります。当該土地は、森町公会堂の西に位置しております。

4件目、申請人は三条市で、三条市総合計画、三条市観光基本計画を策定し、地域の自然や歴史など多彩な資源を活用し、観光振興を図ることとしています。ひめさゆりの小径（こみち）は多くの方が訪れますが、近くに駐車場がなく、離れた道の駅や小学校にとめているため、近くに駐車場を建設するものであります。変更箇所につきましては、変更箇所位置図（4）をごらんください。申請土地は、三条市森町830番地、4、357㎡であります。当該土地は、長禅寺の西に位置しております。

5件目、申請人は、携帯通信事業者であり、下田エリアに携帯中継基地局設置計画を進めております。今回目的エリアに携帯中継基地局の敷地を確保するものであります。変更箇所につきましては、変更箇所位置図（5）をごらんください。申請土地は、三条市長沢347番地6ほか1筆の一部で、127㎡のうち11.56㎡であります。当該土地は、大新潟カントリークラブの南に位置しております。

なお、よろしくご審議の上、意見決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第5号『三条農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、

三条地区2件で、面積にして2,032.89㎡、栄地区2件で、面積にして3,686㎡、下田地区5件で、面積にして9,070.56㎡、合計9件で、面積にして1万4,789.45㎡で、現地調査を含む書類審査を行い、全件変更はやむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（大桃会長）

続きまして、議第6号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定による意見について』、議第7号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規定による文書の作成について』、2件を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第6号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定による意見について』ご説明申し上げます。

議第6号参考資料をごらんください。先般1月24日に皆様から選挙人名簿の審査をいただきましたが、その審査結果に基づき投票区、行政区ごとの登録者数を集計したものでございます。三条市合計では4,635世帯、男性6,668人、女性5,476人、計1万2,144人でございます。

なお、昨年1月31日の数値と比較いたしますと、三条地区ではマイナス53人で、計5,071人です。栄地区ではマイナス83人で、計3,256人です。下田地区ではマイナス8人で、計3,817人です。三条市全体ではマイナス144人で、計1万2,144人であります。

登録者数は以上のとおりでございます。ご決定をいただきますと、総会終了後選挙管理委員会に送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、議第7号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規定による文書の作成について』ご説明申し上げます。

議第7号参考資料をごらんください。ご存じのように、選挙人名簿の申請がなかった場合に、代申制度がございます。参考資料のとおり、投票区ごとの代申件数でございま

す。三条地区では、12投票区の計で519件、代申率は28%であります。栄地区では、9投票区の計で325件、代申率は28%であります。下田地区では、13投票区の計で583件、代申率は37%であります。合計では34投票区の計で1,427件でありました。代申率は31%であります。

以上、議第6号及び議第7号についてよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、議第6号、議第7号につきましては、ただいま事務局が報告を申し上げたとおりにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第8号『平成23年度農作業賃金及び機械作業料金について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げ議論していただいた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがとご提案を申し上げます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、ご異議ないものと認めます。

それでは、議第8号につきましては、農政対策部会に付託をいたすことにいたします。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号から報第8号まで続けて事務局より報告願います。

事務局（平岡事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（大桃会長）

それでは、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

来月は、第1調査部会の担当で、2月25日金曜日、厚生福社会館第2集会室で、午前9時より開催したいと思いますので、関係委員の出席をお願いいたします。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、2月28日月曜日午前9時半より予定をしております。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時00分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 7 番）

議事録署名委員（29 番）